

2015年6月10日
テオリア第33号

定価 350円
毎月10日発行
定期購読料 年間 4000円
半年 2000円

郵便振替口座 00180-5-567296研究所テオリア

θεωρία テオリア

発行 研究所テオリア
東京都千代田区内神田1-17-12
勝文社第二ビル101
TEL&FAX 03-6273-7233
ホームページ
http://theoria.info
E-mail: email@theoria.info

安保法制で戦争する国へ



安保法制で戦争する国へ

5月14日、安倍政権は戦争法案を閣議決定した。

記者会見で安倍は「70年前、私たち日本人は一つの誓いを立てました。もう二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。この不戦の誓いを将来にわたって守り続けていく。そして、国民の命と平和な暮らしを守り抜く。この決意の下、本日、日本と世界の平和と安全を確かなものとするための平和安全法制を閣議決定いたしました」

「戦争法案などといった無責任なレッテル貼りは全くの誤りであります。あくまで日本人の命と平和な暮らしを守るため、そのためあらゆる事態を想定し、切れ目のない備えを行うのが今回の法案」

なんとこの詭弁とすり替えてだろうか。アメリカとの日米同盟を進め、ベトナム戦争・湾岸戦争・アフガン戦争・イラク戦争で米軍の戦争を支え、戦争犠牲者たちが望んだ不戦の誓いに背いてきたのは誰なのか。

今や「不戦の誓い」が「日本人の命と平和な暮らしを守る」決意にすり替えられた。米軍等と海外で戦争するための法律の名称が「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」なのだ。

私たちは『一九八四年』（ジョージ・オーウェル）の住民となってしまうのだろうか。 (5月22日)

国連・憲法問題研究会報告第61集

日本はどこに向かうか？

主権者の立場からの

集団的自衛権問題

浅井基文

定価 500円 5月発行

国連・憲法問題研究会講演会

安倍政権の戦争法案

「平和」「安全」で戦争する国へ

永山茂樹（東海大学法科大学院教授・憲法学）

7月4日(土)午後6時半～9時

文京シビックセンター地下1階学習室

(後楽園駅・春日駅)

インフォメーション

戦争法案反対集会

国会前集会

6月11日(木) 午後6時半/衆議院第二議員会館前

6・14全国集会

6月14日(日) 午後2時/国会周辺

国会前連続座り込み行動

6月15日(月)～24日(火)まで土日以外毎日午前10時～午後5時/衆議院第二議員会館前

国会前集会

6月18日(木) 午後6時半/衆議院第二議員会館前

全国大集会

6月24日(水) 午後6時半/国会周辺

いずれも、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

戦争への道をゆるさない6・23東京集会

6月23日(火) 午後6時半/日比谷野外音楽堂/戦争をさせない！東京千人委員会

紙面紹介

戦争する「普通の国」へ。安保法制を徹底解剖する

塚田晋一郎…… 2～4面

戦後日本の左翼 反省と再生―敗戦70年をふりかえる②

(その1) 白川真澄…… 5～7面

統一地方選 会津もそこ／高橋登…… 7面

公正な税制を／検査審査会行動…… 8面

国連・憲法問題研究会講演会

戦争する「普通の国」へ？

安保法制を徹底解剖する

塚田晋一郎 ピースデポ事務局長代行

5月9日、講演会「戦争する「普通の国」へ？安保法制を徹底解剖する」を開講しました。講師は塚田晋一郎さん(ピースデポ事務局長代行、集团的自衛権問題研究会研究員。以下は講演要旨。文責は編集部)

「安全保障環境」とは

タイトルの「？」は私のリクエストを入れてもらった。「日本は普通の国ではない。集团的自衛権も認め、普通の国になるべきだ」という言説がある。では、安保法制が通って、法的な根拠ができれば「普通の国」になるのか？



塚田晋一郎 つかだしんいちろう NPO法人ピースデポ事務局長代行、集团的自衛権問題研究会研究員。1983年、東京都生まれ。明治学院大学国際学部卒。08年から、ピースデポで核軍縮や沖縄の米軍基地問題等の調査・研究に従事。14年から「集团的自衛権問題研究会」でも活動中。「オスプレイ配備の危険性」(岩波書店「世界」12年7月号)などを執筆。

生きていくのか、客観的データで考えたい。

世界の軍事支出を面積に置き換えた地図を見ると、アメリカの面積が大きい。中国も大きくなってきていて、日本も国土面積と比べてかなり大きい。数字で見ると、世界第一の軍事大国はアメリカ。

第2位中国。第3位ロシア。第2位以下10カ国の合計より、アメリカ1国が多い。冷戦崩壊から20年以上、未だに米露で核弾頭の約95%を保有している。2カ国が核軍縮を進めないと、他の核兵器保有国もテーブルに着こうとしない。イラン、北朝鮮のような核保有を考

える国が出る。現時点で見ると、世界の構造はこうなっている。戦後日本は専守防衛をうたい、防衛費GDP1%に抑えてきたとされていた。だが、国別軍事費を見ると日本はどう見ても軍事大国。装備の中心は弾道ミサイル、攻撃型空母を持たない、専守防衛だといいつつ、守りながら、今後どうなるか。もうひとつ、武器輸出の問題を見なければいけない。

2009〜13年の武器取引を見ると、武器輸出のトップ5は米国(全体の29%)、ロシア(27%)、ドイツ(7%)、中国(6%)、フランス(5%)。武器取引の半分以上を米露が占めている。武器輸出三原則が撤廃され、日本は海外への武器輸出やライセンス契約に企業がどんどん乗り出そうとしている。

安倍政権の安保政策

この2年半、安倍政権がやってきたことを見ると、あれよあれよという感じ。2012年12月の総選挙で安倍自民が圧勝。最初1年は経済を前面に掲げていた。世界の金融市場から特に受け入れられた。そして、ワシントンへ行って「ジャパン・イス・バック」(日本は国際社会に戻ってきた)と演説した。

13年11月27日、日本版NSC II 国家安全保障会議を設置。1ヵ月も経たず、日本が初めての国家安全保障戦略を決定(12月17日)。同日、防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画(中期防)を改定。そして、13年12月6日、特定秘密保護法が成立した。最初は経済をがん

うのは、日本を含めた多国籍間で形成される。防衛白書のような言い方は、「日本はいい国なのに周りが悪い」ととれる。結局、軍事活動、領土問題というのは彼等の言動の結果で起こる。冷戦時代に「安全保障のジレンマ」と言われた。片方が軍事力を強化すれば、もう片方も「抑止力」として軍事力を強化する。軍拡競争が際限なく続いてしまう。そういう冷戦思考そのものが、またこの地域には残っている。防衛白書の言い方が、ここ10年くらいの政府の認識を公的に表現している。

歯止めにならない「新3要件」

日米ガイドラインと7・1閣議決定、安保法制の問題性はひとつなぎ。ひとつの流れの中で起きている。集团的自衛権の「新3要件」が出され、公明党は歯止めをかけたといっているが、何の歯止めにもなっていない。

要件の1は「我が国に対する武力攻撃が発生した」と、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」と。

普通に読んだら、日本への直接的武力攻撃があった場合としか考えられない。以前の武力行使の3要件にいくつかの文言を加えて、新3要件になった。

安保法制の多層的違憲性

「わが国の存立が脅かされる」などが挿入され、存立危機事態というのが編み出された。安倍首相はよく説明にホルムズ海峡の機雷掃海の事例を用いる。イランが機雷を敷設した場合、タンカーや商船が通れなくなる。石油などいろいろな物資が来なくなる。石油備蓄は半年しかなく、海外からの石油輸入に経済、国民生活を大きく依存している日本としては存立が脅かされると、それを言ってしまうと、日本は多くを輸入に頼っている、なんでも存立危機事態になってしまう。

もうひとつの問題点として「多層的違憲性」とも言うべき状況がある。立憲民も権力を縛るためのもの。新3要件の2つ目は、「これを排除し、わが国の存立をまっとうし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」。武力行使の旧3要件では「この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと」とある。「わが国の存立をまっとうし、国民を守るために」が挿入された。3つ目は「最小限の武力行使にとどまること」で、旧3要件と同じ。2も3も恣意的判断が可能。2については、何が存立を脅かすものなのか。他に手段がないというのを、どういう状況で判断するのか。

だから、「必要最小限度の実力行使」という定義も恣意的に変えられている。実際に運用されていく上で、国民が気づかず、明示されないまま、よく分からない根拠で自衛隊がすすると海外へ出されていきかねない。

主義の否定。憲法というのは、そもそも権力を縛るためのもの。



5月14日

憲法の主語は主権者である国民。政権与党から一方的に改憲論議を提起すること自体、はき違えている。これは「縛られる側による歯止めなき実質改憲」。

政府の公式答弁で安倍首相や菅官房長官は、現行の憲法の枠内であるので、「解釈改憲ではないし、立憲主義の否定でもない」と堂々と言う。これは内閣官房ホームページのQ&Aにも書いてある。

そもそも、縛られる側が「これは解釈改憲ではありません、立憲主義の否定ではありません」というのがおかしい。それを判断するのは私たち国民だ。

第二に法規範の優位性の無視。国の最高法規は憲法。憲法の下が条約。その下に法律で、ガイドラインはその下。ガイドラインというのは日米間の行政協定に過ぎなくて、法的拘束力は一切ない。ガイドライン自体に日米に法的義務を課するのではないと書いてある。

「これは憲法の枠内なのでも変えないで大丈夫です」、「日米安保条約を改定しなくてもこのままでいい」という主張だ。しかし、安保法制をやる前に日米ガイドラインで勝手に枠組みを変えてしまっている。日米ガイドラインは法的義務がない文書だが、日米の軍事一体化、自衛隊の米国への協力は実質的にはガイド

ラインで規定されている。「極東条項」のある日米安全保障条約の規定そのままであれば、インド洋にもイラクにも行けるわけがない。現在行われているソマリア沖・アデン湾の海賊対処では、2011年ソマリアに自衛隊基地を造っている。戦後初の海外の軍事基地だが、国民議論がないまま、既成事実化された。

3つ目の「違憲性」は一票の格差問題。とりわけ衆院の小選挙区比例代表制の問題を、最も問題がある部分。はじめて明文化されたのが国連憲章(1945年)。国連憲章第51条には、個別的及び集団的自衛権は、国連憲章締約国(国連加盟国)が等しく有している権利とある。歴代政権は、国連憲章51条があるので日本が集団的自衛権を有しているのは自明だが、憲法第9条があるので、集団的自衛権行使はできないと説明してきた。それを変えようとしている。

集団的自衛権は安保法制の一部で、最も問題がある部分。はじめて明文化されたのが国連憲章(1945年)。国連憲章第51条には、個別的及び集団的自衛権は、国連憲章締約国(国連加盟国)が等しく有している権利とある。歴代政権は、国連憲章51条があるので日本が集団的自衛権を有しているのは自明だが、憲法第9条があるので、集団的自衛権行使はできないと説明してきた。それを変えようとしている。

集団的自衛権とは、国連安保理決議に基づく多国籍軍による集団安全保障措置がとられるまでの間の「移行期」に自衛のために武力行使を行う権利。21世紀の現在、戦争・武力行使をしていい状況は大きく違って二つしかない。一つは国連安全保障理事会が認めた場合。二つ目が自

問題を書いていかなければならない。小選挙区の票の多くは死票になる。14年12月14日の総選挙比例区では2割の有権者しか、自民党に投票してない。それで、自民党が議席の6割を占めている状況が起きている。投票に行かない有権者の意識の低さをよく問題にする。鶏と卵の議論だというのが、制度上、民意が反映されていない。いろんな問題性の上に違憲性がある。

だと判断した場合一緒に反撃をする。これが集団的自衛権。いずれの場合も、個別的あるいは集団的自衛権行使はどこかの時点で終わりが来るというのが国連憲章の規定の前提。一時しのぎの自衛権発動が終わったら、できるだけ早く、安保理決議に基づく集団安全保障措置に切り替わらないといけない。だから、集団的自衛権を含む自衛権の発動は限られた範囲でしか認めるべきではないというのが、1945年からのスタンダードな考え方。そういう点も、現在は全く話されていない。

実際は冷戦期から現在に至るまで、集団的自衛権の名の武力行使は大国の他国への口実として使われてきた。これから侵略しやすくなる。もうひとつ、自衛のために複数国が集団的に自衛権を行使するのが集団的自衛権。いずれも国際法上は認められている。集団的自衛権の行使が認められるのは、突発的な侵略、軍事介入、武力行使が起きた場合など。国連安保理で話し合っ

ていて、その間にどうも攻められてくるという場合に、一時的に反撃する権利を保障するもの。攻撃を受けている国が武力行使をするのが個別的自衛権。周辺国や経済的な結びつきが強い国などが、このまま攻められていったら、自分たちにとっても死活的な問題

で冷戦を見越し、世界の覇権争いを念頭においていたアメリカとソ連。そして、中南米諸国も、中小国で集まって、集団で自衛するために求めた。まとめると、全ての国が集団的自衛権を持つことは論を待たないとされてきたが、実際は乱用されてきた例外的なもの。講演タイトルで「？」を付けた理由はここにある。つまり、集団的自衛権を使う国などは、決して「普通の国」ではない、というのがもはや国際的な常識。もはや、使わな

いのが「普通の国」である。しかし、日本が憲法解釈を変えて、集団的自衛権を使えることとなった場合、アメリカと一緒に実地に使っていく可能性が高い。最初は集団的自衛権という言葉の方をしないでも、実質的に使えるようにするための枠組みが安保法制でつくられる。アメリカと一緒に地球の裏側まで行って、海外で戦争する国に日本がなる。それができる法的な状況を整備するのが、安保法制の狙いの一つ。

97年ガイドラインでは、平素から有事までという言い方をしていた。平素、日本有事、その間の周辺事態という3分野。この時点で日米安全保障条約とは齟齬をきたした。日米安保条約には「極東条項」があり、極東以外では日米協力はできないはず。それを97年にガイドラインで変えることで、事実上改定した。今回の改定は、「日本を取り巻く変化する安全保障環境に対処するため」、「いつそ敵しさを増すが国を取り巻く安全保障環境」が改定の理由とされている。この表現については、冒頭でも述べたが、13年の防衛大綱、国家安全保障戦略、防衛白書、14年7月1日の閣議決定に頻出する。まるで水戸黄門の印籠のようだが、「これを言えばすべて説明できる」と言わんばかりに、正当化の理由として使われている。

今日(5月9日)も北朝鮮が潜水艦発射ミサイルの発射を行ったという報道があった。北朝鮮の核・ミサイル開発と中国の海洋進出が、ガイドライン改定や、安保法制、集団的自衛権行使の口実に使われている。今回のガイドラインは、日本の「積極的平和主義」に対抗し、米国の「アジア太平洋地域へのリバランス」と整合する」という言い方をしている。「積極的平和主義」は安倍政権の方針。アメリカは数年前からリバランス政策を進めている。財政赤字が膨らみ、財政削減を議会に求められたアメリカ政府は、「世界の警察官」とも呼ばれた全世界的展開をやめる。その代わりに、米本土以外ではアジア及び太平洋の2地域に集中的に軍事力を投下する。これをリバランス(再均衡)と言っている。改定されたガイドラインで「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域」、「日米同盟のグローバルな性格」とうたわれた。ガイドラインには、日米安保条約に基づいて、安保条約の変更を要するものではないなどと書いてあるが、安保条約の枠外へいつている。極東条項の死文化の度合いが進んだ。97年の「平時」、「日本有事」、「周辺事態」を撤廃。地理的概念を削除した「重要影響事態」で弾薬提供を含む地球規模の米軍戦闘支援となる。①「グリーンゾーン事態」を含む平時、②集団的自衛

だに冷戦を見越し、世界の覇権争いを念頭においていたアメリカとソ連。そして、中南米諸国も、中小国で集まって、集団で自衛するために求めた。まとめると、全ての国が集団的自衛権を持つことは論を待たないとされてきたが、実際は乱用されてきた例外的なもの。講演タイトルで「？」を付けた理由はここにある。つまり、集団的自衛権を使う国などは、決して「普通の国」ではない、というのがもはや国際的な常識。もはや、使わな

いのが「普通の国」である。しかし、日本が憲法解釈を変えて、集団的自衛権を使えることとなった場合、アメリカと一緒に実地に使っていく可能性が高い。最初は集団的自衛権という言葉の方をしないでも、実質的に使えるようにするための枠組みが安保法制でつくられる。アメリカと一緒に地球の裏側まで行って、海外で戦争する国に日本がなる。それができる法的な状況を整備するのが、安保法制の狙いの一つ。

97年ガイドラインでは、平素から有事までという言い方をしていた。平素、日本有事、その間の周辺事態という3分野。この時点で日米安全保障条約とは齟齬をきたした。日米安保条約には「極東条項」があり、極東以外では日米協力はできないはず。それを97年にガイドラインで変えることで、事実上改定した。今回の改定は、「日本を取り巻く変化する安全保障環境に対処するため」、「いつそ敵しさを増すが国を取り巻く安全保障環境」が改定の理由とされている。この表現については、冒頭でも述べたが、13年の防衛大綱、国家安全保障戦略、防衛白書、14年7月1日の閣議決定に頻出する。まるで水戸黄門の印籠のようだが、「これを言えばすべて説明できる」と言わんばかりに、正当化の理由として使われている。

今日(5月9日)も北朝鮮が潜水艦発射ミサイルの発射を行ったという報道があった。北朝鮮の核・ミサイル開発と中国の海洋進出が、ガイドライン改定や、安保法制、集団的自衛権行使の口実に使われている。今回のガイドラインは、日本の「積極的平和主義」に対抗し、米国の「アジア太平洋地域へのリバランス」と整合する」という言い方をしている。「積極的平和主義」は安倍政権の方針。アメリカは数年前からリバランス政策を進めている。財政赤字が膨らみ、財政削減を議会に求められたアメリカ政府は、「世界の警察官」とも呼ばれた全世界的展開をやめる。その代わりに、米本土以外ではアジア及び太平洋の2地域に集中的に軍事力を投下する。これをリバランス(再均衡)と言っている。改定されたガイドラインで「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域」、「日米同盟のグローバルな性格」とうたわれた。ガイドラインには、日米安保条約に基づいて、安保条約の変更を要するものではないなどと書いてあるが、安保条約の枠外へいつている。極東条項の死文化の度合いが進んだ。97年の「平時」、「日本有事」、「周辺事態」を撤廃。地理的概念を削除した「重要影響事態」で弾薬提供を含む地球規模の米軍戦闘支援となる。①「グリーンゾーン事態」を含む平時、②集団的自衛

今日(5月9日)も北朝鮮が潜水艦発射ミサイルの発射を行ったという報道があった。北朝鮮の核・ミサイル開発と中国の海洋進出が、ガイドライン改定や、安保法制、集団的自衛権行使の口実に使われている。今回のガイドラインは、日本の「積極的平和主義」に対抗し、米国の「アジア太平洋地域へのリバランス」と整合する」という言い方をしている。「積極的平和主義」は安倍政権の方針。アメリカは数年前からリバランス政策を進めている。財政赤字が膨らみ、財政削減を議会に求められたアメリカ政府は、「世界の警察官」とも呼ばれた全世界的展開をやめる。その代わりに、米本土以外ではアジア及び太平洋の2地域に集中的に軍事力を投下する。これをリバランス(再均衡)と言っている。改定されたガイドラインで「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域」、「日米同盟のグローバルな性格」とうたわれた。ガイドラインには、日米安保条約に基づいて、安保条約の変更を要するものではないなどと書いてあるが、安保条約の枠外へいつている。極東条項の死文化の度合いが進んだ。97年の「平時」、「日本有事」、「周辺事態」を撤廃。地理的概念を削除した「重要影響事態」で弾薬提供を含む地球規模の米軍戦闘支援となる。①「グリーンゾーン事態」を含む平時、②集団的自衛

今日(5月9日)も北朝鮮が潜水艦発射ミサイルの発射を行ったという報道があった。北朝鮮の核・ミサイル開発と中国の海洋進出が、ガイドライン改定や、安保法制、集団的自衛権行使の口実に使われている。今回のガイドラインは、日本の「積極的平和主義」に対抗し、米国の「アジア太平洋地域へのリバランス」と整合する」という言い方をしている。「積極的平和主義」は安倍政権の方針。アメリカは数年前からリバランス政策を進めている。財政赤字が膨らみ、財政削減を議会に求められたアメリカ政府は、「世界の警察官」とも呼ばれた全世界的展開をやめる。その代わりに、米本土以外ではアジア及び太平洋の2地域に集中的に軍事力を投下する。これをリバランス(再均衡)と言っている。改定されたガイドラインで「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域」、「日米同盟のグローバルな性格」とうたわれた。ガイドラインには、日米安保条約に基づいて、安保条約の変更を要するものではないなどと書いてあるが、安保条約の枠外へいつている。極東条項の死文化の度合いが進んだ。97年の「平時」、「日本有事」、「周辺事態」を撤廃。地理的概念を削除した「重要影響事態」で弾薬提供を含む地球規模の米軍戦闘支援となる。①「グリーンゾーン事態」を含む平時、②集団的自衛

今日(5月9日)も北朝鮮が潜水艦発射ミサイルの発射を行ったという報道があった。北朝鮮の核・ミサイル開発と中国の海洋進出が、ガイドライン改定や、安保法制、集団的自衛権行使の口実に使われている。今回のガイドラインは、日本の「積極的平和主義」に対抗し、米国の「アジア太平洋地域へのリバランス」と整合する」という言い方をしている。「積極的平和主義」は安倍政権の方針。アメリカは数年前からリバランス政策を進めている。財政赤字が膨らみ、財政削減を議会に求められたアメリカ政府は、「世界の警察官」とも呼ばれた全世界的展開をやめる。その代わりに、米本土以外ではアジア及び太平洋の2地域に集中的に軍事力を投下する。これをリバランス(再均衡)と言っている。改定されたガイドラインで「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域」、「日米同盟のグローバルな性格」とうたわれた。ガイドラインには、日米安保条約に基づいて、安保条約の変更を要するものではないなどと書いてあるが、安保条約の枠外へいつている。極東条項の死文化の度合いが進んだ。97年の「平時」、「日本有事」、「周辺事態」を撤廃。地理的概念を削除した「重要影響事態」で弾薬提供を含む地球規模の米軍戦闘支援となる。①「グリーンゾーン事態」を含む平時、②集団的自衛

今日(5月9日)も北朝鮮が潜水艦発射ミサイルの発射を行ったという報道があった。北朝鮮の核・ミサイル開発と中国の海洋進出が、ガイドライン改定や、安保法制、集団的自衛権行使の口実に使われている。今回のガイドラインは、日本の「積極的平和主義」に対抗し、米国の「アジア太平洋地域へのリバランス」と整合する」という言い方をしている。「積極的平和主義」は安倍政権の方針。アメリカは数年前からリバランス政策を進めている。財政赤字が膨らみ、財政削減を議会に求められたアメリカ政府は、「世界の警察官」とも呼ばれた全世界的展開をやめる。その代わりに、米本土以外ではアジア及び太平洋の2地域に集中的に軍事力を投下する。これをリバランス(再均衡)と言っている。改定されたガイドラインで「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域」、「日米同盟のグローバルな性格」とうたわれた。ガイドラインには、日米安保条約に基づいて、安保条約の変更を要するものではないなどと書いてあるが、安保条約の枠外へいつている。極東条項の死文化の度合いが進んだ。97年の「平時」、「日本有事」、「周辺事態」を撤廃。地理的概念を削除した「重要影響事態」で弾薬提供を含む地球規模の米軍戦闘支援となる。①「グリーンゾーン事態」を含む平時、②集団的自衛

今日(5月9日)も北朝鮮が潜水艦発射ミサイルの発射を行ったという報道があった。北朝鮮の核・ミサイル開発と中国の海洋進出が、ガイドライン改定や、安保法制、集団的自衛権行使の口実に使われている。今回のガイドラインは、日本の「積極的平和主義」に対抗し、米国の「アジア太平洋地域へのリバランス」と整合する」という言い方をしている。「積極的平和主義」は安倍政権の方針。アメリカは数年前からリバランス政策を進めている。財政赤字が膨らみ、財政削減を議会に求められたアメリカ政府は、「世界の警察官」とも呼ばれた全世界的展開をやめる。その代わりに、米本土以外ではアジア及び太平洋の2地域に集中的に軍事力を投下する。これをリバランス(再均衡)と言っている。改定されたガイドラインで「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域」、「日米同盟のグローバルな性格」とうたわれた。ガイドラインには、日米安保条約に基づいて、安保条約の変更を要するものではないなどと書いてあるが、安保条約の枠外へいつている。極東条項の死文化の度合いが進んだ。97年の「平時」、「日本有事」、「周辺事態」を撤廃。地理的概念を削除した「重要影響事態」で弾薬提供を含む地球規模の米軍戦闘支援となる。①「グリーンゾーン事態」を含む平時、②集団的自衛

今日(5月9日)も北朝鮮が潜水艦発射ミサイルの発射を行ったという報道があった。北朝鮮の核・ミサイル開発と中国の海洋進出が、ガイドライン改定や、安保法制、集団的自衛権行使の口実に使われている。今回のガイドラインは、日本の「積極的平和主義」に対抗し、米国の「アジア太平洋地域へのリバランス」と整合する」という言い方をしている。「積極的平和主義」は安倍政権の方針。アメリカは数年前からリバランス政策を進めている。財政赤字が膨らみ、財政削減を議会に求められたアメリカ政府は、「世界の警察官」とも呼ばれた全世界的展開をやめる。その代わりに、米本土以外ではアジア及び太平洋の2地域に集中的に軍事力を投下する。これをリバランス(再均衡)と言っている。改定されたガイドラインで「アジア太平洋地域およびこれを越えた地域」、「日米同盟のグローバルな性格」とうたわれた。ガイドラインには、日米安保条約に基づいて、安保条約の変更を要するものではないなどと書いてあるが、安保条約の枠外へいつている。極東条項の死文化の度合いが進んだ。97年の「平時」、「日本有事」、「周辺事態」を撤廃。地理的概念を削除した「重要影響事態」で弾薬提供を含む地球規模の米軍戦闘支援となる。①「グリーンゾーン事態」を含む平時、②集団的自衛

(3面から続く)

権行使可能な「存立危機事態」、機雷掃海、ミサイル迎撃、米韓防護、③日本が直接攻撃された場合の「武力攻撃事態」、離島防衛への共同対処が盛り込まれ、「同盟調整メカニズム」の常設、日米運用一体の強化。「国際社会の平和と安定」に向けた米軍支援に関する項目を新設した。PKO、国際人道復興支援・災害支援なども明記された。

4つの「事態」

与党合意で、武力攻撃事態、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態という4つの事態がもたらされ、武力攻撃事態以外の3つの事態は新たに「発明」された。

日本の平和に重要な影響を与える場合は周辺事態というのが前の説明。今度の重要影響事態は「わが国の平和に重要な影響を与える事態」。これまでの周辺事態とどのように違うのか。きちんとした説明もないまま、新しい言葉の定義もあいまいに、既成事実化されたいというところがある。

安保法制では、①自衛隊法、②国連平和維持活動協力法(PKO協力法)、③周辺事態法、④船舶検査活動法、⑤武力攻撃事態法、⑥米軍行動調達措置法、⑦特定公共施設利用法、⑧海上輸送規制法、⑨捕虜取り扱い法、⑩国家安全保障会議設置法の10本の法律を「平和安全法制整備法案」としてまとめ一本の法律を出す。もうひとつは海外派兵恒久法と言われたきた自衛隊が海外で戦争をするために出て行く根拠となる法律

調整メカニズム」の常設、日米運用一体の強化。「国際社会の平和と安定」に向けた米軍支援に関する項目を新設した。PKO、国際人道復興支援・災害支援なども明記された。

実際に何の歯止めにもならない。次に武力攻撃に至らない侵害への対処、いわゆる「グリーンゾーン事態」。米軍・他国軍の武器等の防護を可能にする。簡単に言うと、米軍や他国軍を守るといふのを可能にする。その判断は国家安全保障会議と内閣の関与を確保すると言っているが、日本有事に至らない段階で自衛隊が米軍・他国軍を守る。日本が平和国家であった最たる所以である、「専守防衛」からの逸脱になる。

現在、自衛隊を海外に出す恒久法としては海賊対処法がある。ジブチに基地までつづいたアデン湾での海賊対処。これは恒久法だが、あくまで国際犯罪としての海賊に対処するための法律。与党合意には、1つ目に国際法上の正当性、2つ目が国会の関与等の民主的統制の確保、3つ目が自衛隊員の安全確保というのが公明党の要望が入っている。武力行使の新3要件のときと同じように、公明党はこれで歯止めがかかったとアピールしている。しかし、

「原則、国会の事前承認」。原則ということには例外がある。自公の合意文書を作るに当たり、自民党の高村座長が「原則」の文言を入れるのに固執した。つまりは例外を作りたいたい現れだろう。

国際社会の平和と安全のために活動する多国籍軍に対する支援活動。今回の新法「国際平和支援法案」。これも4つの要件がある

「武力行使との一体化」は確実

③国会事前承認を基本とする。④隊員の安全確保。しかし、「武力行使との一体化を防ぐ」のは無理。自衛隊を出そうとしている地域は、「現に戦闘が行われている現場」以外の全てをカバーしている。イラク特措法までは、自衛隊が活動できるのは「非戦闘地域」という言い方をしてきた。何が違うか。非戦闘地域というのは、現状で戦闘が行われてない地域であり、今後の派遣期間にわたり、戦闘が行われない地域。それが現に戦闘が行われていなければ行けるようになった。これまでは非戦闘地域という地理的な概念だったのが、時間的な概念を新しく盛り込んだ。現に戦闘が行われていなくても、一瞬にして戦闘が行われる場になる可能性がある。ISのような武装グループと対峙する場合や、シリアのような市街戦の状況を想像してもらえばいい。実際は一体化以外の何物でもない。行う活動も弾薬、物資の前線への補給をやるようになる。相手から見れば、多国籍軍として一体化している。当然、攻撃対象になる。日本国憲法があって、武力行使と一体化しない活動をしていまずと相手に説明しようとしても無理がある。

①武力行使との一体化を防ぐ。②関連国連決議があること。これに準じたものを今後実際にイラク戦争で自衛隊がイラク・サマウワに宿営地を作って、給水活動などをした。当時サマウワはイラクの中でも治安がいいと言われていた。それでも、自衛隊がいる間、迫撃砲による十数回の攻撃があった。さらに路肩爆弾で自衛隊の車列が攻撃された。自衛隊が行ったことで治安が悪くなった可能性がある。その時、オランダ軍が自衛隊を守っていた。その後、塹に囲まれた宿営地建設もしないし、戦場からちょっと離れたところや戦闘がやんだところに、要請があれば物資を運んだりできるようにする。それをやる間に反撃されることもある。まさに一体化そのもの。

殺し殺される状況が起きる

②の「関連の国連決議があること」だが、イラク戦争のとき、ナン事務総長がイラク戦争は違法な戦争だといった。イラクを集団安全保障措置として武力で制裁するという決議は上がっていない。過去の2つの安保理決議を援用した決議が行われたが、イラクに対する制裁措置として武力行使を行うと明記された決議は最後まで上がらなかった。そしてそのまま、攻撃が行われた。したがって、国連のお墨付きがあれば大丈夫というのもまた誤りであり、国連でさえ、恣意的に使われる可能性がある。③の「国会事前承認を基本とする」も、先ほどの「原則として」と同じで例外がある。

④「自衛隊員の安全確保」も、前述したように、実際は武力行使と一体化する。いくら自衛隊員の安全確保と言っても、戦闘現場の真相を無視した空論であり、実効性への疑念は拭えない。次にPKO協力法。PKOは国連平和維持活動。日本は以前からPKO参加5原則を持っている。5原則とは、①紛争当事者間の停戦合意があること、②受入国を含む紛争当事者の同意があること、③中立的立場の遵守、④以上の条件を満たされない場合に撤収可能、⑤武器使用は要員防護のための必要最小限に限る、というもの。

これに準じたものを今後実際にイラク戦争で自衛隊がイラク・サマウワに宿営地を作って、給水活動などをした。当時サマウワはイラクの中でも治安がいいと言われていた。それでも、自衛隊がいる間、迫撃砲による十数回の攻撃があった。さらに路肩爆弾で自衛隊の車列が攻撃された。自衛隊が行ったことで治安が悪くなった可能性がある。その時、オランダ軍が自衛隊を守っていた。その後、塹に囲まれた宿営地建設もしないし、戦場からちょっと離れたところや戦闘がやんだところに、要請があれば物資を運んだりできるようにする。それをやる間に反撃されることもある。まさに一体化そのもの。

安倍首相は、テロリストに拘束された邦人を救出するために自衛隊を使うとの趣旨の発言をした。これについては、自衛隊の新聞である「朝雲」からも批判されているという前代未聞のことがあった。実際、世界最強の軍隊である米軍の精鋭部隊がISに対し、数度の奪回作戦を試み、失敗している。普通に考えれば、実力組織の軍隊は力で奪回するというのが基本なので失敗する。人質の居場所もつかめないで建物ごと爆破してしまったりしている。訓練を積んだ精鋭部隊でさえ、軍隊・軍事力の限界を示している。自衛隊を出してどうなるのか。

全般的な批判としては、様々な「事態」が「発明」されている。これらは自衛隊の海外派兵や対米協力をしたいがために出されている。目的と手段が逆転している。新3要件の言う、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利」を守るどころか、脅かすものになる。必要性に関しては「やりたからやる」以上を感じない。安保法制は国民の支持のない政権の暴走であり、立憲民主主義への挑戦だ。過去3度の国政選挙があったにも関わらず、結果的にこの状況を是とすることに甘んじてきたマス・メディア、有権者にも大きな責任がある。「テロとの戦い」が声高に喧伝され、そのためには軍事力が必要であるとの言説が流布されていることも問題である。アフガン・イラクの失敗が、結局はISをつくり出した。ISは決して自然発生したわけではない。軍事力で相手を叩き潰し、主権を奪うことを米國を中心にやってきた帰結だ。日本も小泉政権から参加してきた。私たちは、この失敗から学ぶべきだ。安保法制も、その失敗から何も学ばず、追求すべき外交努力をないがしろにし、180度真逆のことをやっている。いまの国会議席から言えば、強行採決をすれば何でも通ってしまう。この国会の勢力図を作ってしまったのは、私たち有権者一人一人の責任。しかし、絶望していることにも意味はない。とにかく、まずいこととまずい、違うと言いつつ、選挙する政権が登壇した時に、いかに転換させていくか。国際社会でどんどん失われていっている日本に対する信頼感を、どのように回復していくのか。そういう遠くまで見た視点で、これからおきていくことを批判的に見て、分析していく。反対は言い続けて、ちょっとでも止めるために努力していく。そういう姿勢が、いま私たちに問われているのだと思う。

座標塾第11期第2回

戦後日本の左翼 反省と再生

敗戦70年をふりかえる②

その1

白川 真澄

はじめに

安倍政権は「強い日本を取り戻す」という野望を遂げようと、改憲を頂点とする国家再編の本格的な攻撃をかけてきています。跳ね返せるのでしょうか。

白川 戦後の日本では、左翼は社会をより望ましい仕組みへと変えるだけの力を持てなかつたけれど、保守主導の政治が暴走するのを食い止めるブレーキの役割は果たした。今では小さな勢力に追い込まれてきた左翼だが、対抗力を発揮でき

ど、市場重視の新自由主義を取り入れて変質してきた。これは世界的な傾向。リベラルは個人の自由や多様性を重視するけれど、同時に新自由主義と親和的で、所得再分配を重視する

のは、早計だね。左翼の再生のためには、多くの難題を解いていかないといいないからね。そこで、これまでの左翼の歩みを振り返り、再生のための条件と課題を探っていききたい。

戦後日本左翼の特徴

座標塾では、ちょうど10年前に「左翼はなぜ、ここまで衰弱してきたのか」(2005年)というテーマで、同じ問題を取り上げました(発表は、「グローバル」2007年5月1日、6月1日、7月1日号)。

座標塾では、ちょうど10年前に「左翼はなぜ、ここまで衰弱してきたのか」(2005年)というテーマで、同じ問題を取り上げました(発表は、「グローバル」2007年5月1日、6月1日、7月1日号)。

白川 いや、リベラルが国家主義と新自由主義の保守とは一線を画し、ときには対抗するという面は無視できない。日本の民主党はリベラルとしても立ちきれないけれど、渡辺治さんのように「保守政党」と見るのは間違いだね。日本ではリベラルも弱体だから、左翼とリベラルが競合しながら再生し、保守・右翼に立ち向かっていくことが望ましい。

白川 他人のことより、ご自分の左翼のことを心配されたほうがよいのでは(笑)。でも、総選挙では共産党が躍進しましたが、白川 それが左翼の再生にそのままつながると考える

白川 それは、私たちが側から曲がり角にしようというよりも、安倍政権の側から大きな曲がり角にしようしている。それに対して、どのように対抗できるのか。その重要な役割を担う左翼と呼ばれる勢力が小さくなっていく、あるいは高齢化している。この先どうなるのか、不安の思う人も少なくありません。

白川 戦後70年、私たちの側から曲がり角にしようというよりも、安倍政権の側から大きな曲がり角にしようしている。それに対して、どのように対抗できるのか。その重要な役割を担う左翼と呼ばれる勢力が小さくなっていく、あるいは高齢化している。この先どうなるのか、不安の思う人も少なくありません。

白川 戦後70年、私たちの側から曲がり角にしようというよりも、安倍政権の側から大きな曲がり角にしようしている。それに対して、どのように対抗できるのか。その重要な役割を担う左翼と呼ばれる勢力が小さくなっていく、あるいは高齢化している。この先どうなるのか、不安の思う人も少なくありません。

白川 戦後70年、私たちの側から曲がり角にしようというよりも、安倍政権の側から大きな曲がり角にしようしている。それに対して、どのように対抗できるのか。その重要な役割を担う左翼と呼ばれる勢力が小さくなっていく、あるいは高齢化している。この先どうなるのか、不安の思う人も少なくありません。

白川 戦後70年、私たちの側から曲がり角にしようというよりも、安倍政権の側から大きな曲がり角にしようしている。それに対して、どのように対抗できるのか。その重要な役割を担う左翼と呼ばれる勢力が小さくなっていく、あるいは高齢化している。この先どうなるのか、不安の思う人も少なくありません。

目次

はじめに
「55年体制」の成立と高度経済成長の政治
「戦後革新勢力」の興隆と新左翼の登場
新左翼運動の歴史的意義と限界
経済大国化と新自由主義の政治の始まり
ポスト冷戦の時代
民主党政権の誕生から安倍政権の復活へ
3・11と社会運動の新しい波
左翼は再生できるか (以下次号以降)

夏は参院選挙で3分の2の改憲議席を確保し、いよいよ改憲発議と国民投票をすと言いつつ出している。歴史の重要な分岐点にきています。個人を重視する。3つ目に、軍事力を否定しない抑制する。ただし、実際には共産主義左翼は人権思想が乏しいし、社会民主主義は軍事力行使に賛成することが多いのですが、こうした一般的な基準に加え、日本では自国の負の歴史(侵略戦争と植民地支配)に対する反省。これは、歴史的過去を美化する右翼との大きな違いです。

1955年、保守合同と左右社会党統一によって、自民党と社会党の対立と妥協を中心とした政治が動く。「55年体制」が成立します。これは、東西冷戦を反映してイデオロギー的に保守と左翼が対立すると同時に、実際は自民党が単独で政権を握り続ける一党支配の体制でした。日本経済は55年に戦前の経済水準を回復するまでに復興し、本格的な高度経済成長を開始します。55年体制は、自民党内に根強く存在した改憲による軍事力の増強をめざす右翼勢力(鳩山・岸のライン)を、非武装中立・護憲を主

備への優先的投入などによって大企業の活動を支援して経済成長をめぐらした。同時に、55年体制は、自民党一党支配の長期化を前提にして政・官・財界の利害や人脈が癒着した体制でもあった(財界による自民党への献金、自民党政治家による官僚への働きかけ、官僚による大企業優遇の予算配分や許認可)。

高度経済成長は、国民の所得・生活水準を引き上げ労資の階級対立を緩和したが、新しい社会的な矛盾と闘争を発生させました。1つは、管理社会化の進行に対する学生や青年労働者の異議申し立ての運動が、60年代後半の全共闘運動やベトナム反戦・安保粉砕の闘争の高揚として登場したことです。これは、米国の侵略戦争を打ち破りつつあったベトナム解放闘争に連帯しながら全世界的に燃え上がった68・69年の民衆反乱(アメリカの反戦運動、フランス5月革命、中国プロ文革など)の日本における現われであった。

もう一つは、公害の激化や低水準の福祉に対する住民の不満や批判が噴き出し、革新自治体が出現したことです。1967年の美濃部都知事の誕生を皮切りに、大都市圏において公害の規制や福祉優先の政策をとる革新自治体が続々と登場した。それは、自民党政権の足元を脅かし、自民党政権をようやく福祉国家政

〔5面から続く〕
策の採用にむけて動かす力となった。

55年体制と高度経済成長の時代には、左翼は「革新勢力」として出現し、多くの人びとの支持を得ることができた。「革新勢力」は、「非武装中立・護憲」の社会党とそれを支える総評（社会党・総評ブロック）が主力となり、共産党がこ

「戦後革新勢力」の成功と弱点

60年安保闘争

社会党・総評ブロックと共産党が主導し、行動主義的な左翼（安保全学連）に補完された「戦後革新勢力」の力が最大限に発揮された運動は、60年安保闘争でした。これが戦後日本の左翼の頂点を形づかった。

60年安保闘争は、日米安保の改定に反対するたたかいであったが、岸政権が新安保条約を衆院で強行採決したこと（5月19日）が人びとの憤激を買い、1ヵ月にわたって数十万人が国会を包囲する大闘争となった。この闘争は、安保条約の成立そのものを阻めなかったが、岸政権を辞任に追い込み、改憲・軍力強化という政治路線（逆コース）を挫折させ、日本の支配階級に「軽武装・経済成長」路線への転換を余儀なくさせた。

れと共闘するという形をとった。60年安保闘争では、「統一と団結」を押しつける共産党を批判して大衆的行動に出る潮流が学生運動を基盤にして出現した（安保全学連）。しかし、それは行動はラディカルだったが思想的には「革新勢力」、つまり「平和と民主主義」の枠内にとどまっていたと言えます。

第三は、総評に組織された労働者の運動が強い力を持っていたこと。60年安保闘争を担ったのは社会党、共産党、総評に組織された労働者、そして全学連、つまり学生自治会に組織された学生たち。学生自治会は、クラス討議や学生大会を通じて多くの学生を組織して、街頭デモに繰り出した。さらに、市民・文化人・知識人が大きな役割を果たした。丸山眞男、日高六郎、中野好夫などが大きな影響力を発揮し、「革新勢力」の考え方を広げ正当化する役割を果たした。

総評労働運動が反戦平和運動の中心になったのは、日本の運動の特殊性。先進国労働運動は賃金や社会保障のためにほとんどストを行く。そういう課題では戦局的でも、外交政策をめぐって政府に対決するという労働運動は少なかった。総評に組織された労働者は、春闘（55年から始まった賃上げ闘争）だけではなく、反戦平和運動の主力部隊としてたたかう闘争性を発揮しました。また、労働組合は、企業別に組織されていたが、職場闘争によって「職場の主人公」という意識を培って戦闘性（会社からの自立）を保持してい

た。民間の労働組合も、人員整理に首切りに対しては頑強に抵抗した。その頂点を形づくった三井三池闘争（59〜60年）は、60年安保闘争と相互に支え合ったのです。

高度経済成長に 対抗できなかった

しかし、「戦後革新勢力」は、60年安保闘争をピークにして、次第にその弱点をさらけ出し、徐々にではあるが弱体化の過程に入っていきます。その最大の原因は、高度経済成長に対抗する思想・理念や運動をもつことができなかったことです。その結果、総評傘下の労働組合は、高度経済成長の仕組みの中に組み込まれる役割を果した。日本の左翼の中では、マルクス主義の影響力がひじょうに強かった。「革新勢力」は、伝統的なマルクス主義を理論的な分析の道具として使いましたが（社会党は労働派マルクス主義、共産党はマルクス・レーニン主義）、資本主義が高度経済成長を実現するとはまったく想定しておらず、その現実の前に立ちすくんだ。マルクス主義にとって経済成長（とそれをもたらす技術革新や生産力の高度化）は「善」（社会進歩）なのであり、資本主義や保守政権が経済を成長させることはありえないと思ってい

た。当時ソ連の経済成長率は日本より高かったため、資本主義は停滞・衰退の局面に入っていると、経済を成長させるのは社会主義だけであると信じこんでいました。60年安保闘争の後、自民党政権は、全面的に経済成長主義の政治に切り替える。これが池田内閣の始めた所得倍増計画です。55年から74年までの間、年率10%の高度経済成長が実現された。「所得倍増政策」が打ち出された時に左翼は笑止千万だと批判したが、現実になっていくと、どう対応すればよいのか分からなくなりました。

保守政権が推進した経済成長政策に対して打ち出された左翼の対抗策は、(1)労働組合の大幅な賃上げ闘争によって経済成長の成果を労働者に配分する、(2)職場で反合理化闘争を組織し、生産性の向上にともなう人員の削減に抵抗する、の二つでした。

(1)の対抗策は春闘の形をとって、大企業の労働組合の賃金は上昇し、労働組合に組織されていらない中小企業の労働者、さらに農民や自営業者の所得の上昇へと波及していった。若年労働力の不足が中小企業の労働者の賃金引上げを招いたからです。日本では経済成長が所得格差の拡大を引き起こすことな

く、むしろ所得格差の縮小をもたらした（一億総中流社会）。

な弱点のひとつは、ジェンダー視点の欠落です。教員や看護の職場を別とすれば、企業も労働組合も、女性を結婚・出産時まで働く短期勤務の補助的労働力としてしか扱わなかった。婦人が置かれはしたが、女性には男性に養われるのだから低賃金でも当然という見方が支配していた。また、企業別組合は、大企業の労働者の利益擁護が関心の中心だから、中小企業の労働者との間の大きな賃金格差（二重構造）には目が行かない。労働者内部の大きな格差を放置してしま

反公害運動の意味

高度経済成長にどのような対抗していくのか。経済成長をラディカルに批判しこれに対抗するためには、「資本と労働の敵対性」というマルクス主義の論理だけではまったく不十分というか、根本的な限界がありました。

そこでは、「豊かさ」の質を問い直し、エコロジーの観点に導かれた経済と生活のあり方を対置することが必要でした。60年代には、高度経済成長の矛盾の噴出として、公害・環境破壊が大きな社会問題になっていった。経済成長が無限に続くという神話を打ち破り、科学技術の進歩のもつ破壊性に批判を向けるエコロジーの思想や原理が生まれてきました。それは、世界的にも68〜69年反乱をくぐり抜けて生成してくるのですが、日本では高度経済成長が引き起こした水俣病に代表される公害の表面化がその重要な契機となった。しかし、地域住民に甚大な被害をもたらした公害に直面したとき、日本の労働組合は企業別組合の限界を露呈し、会社と一体になって住民と敵対しました。チソンの労働組合は水俣病患者に敵対したのです。「革新勢力」は、住民の怒りや要求を結果して公害規制を政策とする革新自治体を実現していく運動は、左翼や労働組合の側からは積極的に取り組まれなかった。マルクス主義は、エコロジーの思想を受け入れようとはしなかった。

選挙に続く「二期目の壁」を しなやかに乗り越えていきたい

会津素子 成田市議会議員

選挙には「二期目の壁」がある。期待票が集まる1期目の選挙とは異なり、4年間の活動や実績に対する審判が下される2期目の選挙。組織票を持たない私は、選挙最終日まで市民からどのように評価されるのか予想がつかず不安でいっぱいだった。選挙とはこんなに怖いものか、と初めて感じた。

議員が頑張っておられた。今回の選挙の女性候補者も私を含めて2人であった。30歳代の議員は3人。女性としても30歳代としてもマインリティな私であるが、これに加え（成田市も指定を受けた）国家戦略特区構想や集团的自衛権行使に反対し、経済成長至上主義に疑問をもつ議員としても、圧倒的にマインリティな存在である。だからこそ、二期目の選挙は負ける訳にはいかなかった。議会の中ではマインリティでも、私の

考えを支持してくれる市民は数多くいるのだ、ということを選挙で示さなければならなかった。高校卒業後にしばらく成田を離れた私は、地元の人が多い方ではなかった。だから初めての選挙の際には、県外から友人たちが泊まり込みで手伝いに来てくれた。しかし、今回の選挙はもう遠方の友人に頼る訳にはいかなかった。4年間の活動を通して出会った成田市内及び近隣の自治体に住む友人知人に声を掛け、手伝いを依頼した。仲間たちは初めての選挙に少々戸惑いながらも快く集まってくれた。20歳の若者から80

「手作り選挙」を展開

選挙初日の出発式では友人がオリジナルソングを歌ってくれた。お昼の食卓には有機農家の友人が心を込めて作ってくれた野菜と料理が並んだ。ノボリ旗とたすきは4年前に友人が手縫いで作ってくれたものを大切に保管し今回も使った。選挙期間中、著名人と呼ばれる人は一人も来なかった。街頭では手伝ってくれた仲間がマイクを持ち、時に



素子 会津素子 成田市議会議員

は楽器や野菜やベビーカーを片手にリレートークしてくれた。私たちはあえて、普通の市民による「手作り選挙」を展開し、お金・組織・有名人の力を借りなくても当選できるのだ、ということを世の中に示したかったのだ。「自分も選挙に出てみたい」と思う若者を一人でも増やすために。

結果は、得票数1609票で12位（投票率48.41%）。前回の1753票で8位に比べるとやや下がったものの、選挙後の総括会議においては「大きな追い風が無い中で、会津の4年間の活動に対する成田市民の評価、及び応援する私たちが会津に託す政策の真価が試された選挙だった」と言える。低投票率は支持政党や基盤となる組織が無い市民派候補に不利と言われる中、1609票という得票数は会津のこれまでの取り組みや主張してきたことが、成田市民に正当に評価されたという自信が持てる。という結論が出た。

しかし、喜んでばかりもいられない。国家戦略特区に関連し、成田市は今後大きく変化していくことになる。マインリティ議員の私の中には、別の意味の「二期目の壁」が数多く立ち上がる。その時には市民と連携し、しなやかに乗り越えていきたい。そして4年後を見定め、新たな市民派候補を増やすために政治参加の種まきをしていこうと思う。

（6面から続く）

「革新勢力」が日本社会を変革する最も大きな政治的可能性を示したのは、60年代末から70年代にかけて全国の大都市で革新自治体を出現させたことです。革新自治体は、住民自治や市民参加の思想や実験を

芽生えさせながら、保守政権の足元を掘り崩した。それは、自民党政権に強い危機感を抱かせ、公害規制と福祉国家政策に方向転換させるだけのパワーを発揮した。だが、社会党も共産党も、革新自治体を政権獲得

（社会党政権、民主連合政権）の足がかりとしてだけ位置づけ、自治・連邦制の展望を媒介とするトータルな社会変革につなげていく構想を持てなかった、と言えます。（つづく）

増える無投票選挙で失われる市民的議論の機会 地方政治の限界をいかに超えるか

高橋 登 大阪府泉大津市議会議員



えることが多々ある。今回の無投票選挙もその一つとしてとらえるべきだろう。私たちは、

4月統一地方選挙は大きな市民的関心と盛り上がりを見せて終わった。統一地方選挙前半に行われた道府県選挙は、33.4%が無投票選挙となった。市町村長選挙と議会選挙においては、23.9%もの無投票が確定するとともに町村長選挙では、なんと43.4%もの選挙で無投票となり、戦後の統一地方選挙では、最も多くなったと報じられている。

5期目の市議会選挙に

「緑の党」公認候補として挑戦させていたが、本年1月初頭から精力的に準備を進めてきた。選挙告示が近づくと、巷で広がる無投票の噂と話題が、候補者が立候補にあたって、市民に訴えるべき政策、政治理念、主張等市民的議論の機会を失わせたこと、また、これは誠に残念な結果であった。

市民からは、「選挙がなく4年間安泰でよかったな」「税金使わんと議員選べたんやからよかった」等々の声と共に何とんでも選挙はしなくてはならない候補者探しに奔走した何人かの市民の方々もいた。結局は、告示日の午後5時までに定数を超える候補者は、現れなかった。結果的に無投票になったとは言え、候補者は、通常選挙と同じ準備作業をしてきており、告示日当日の選挙運動を除く選挙活動が免除されたこととなる。

「地方から政治を変える」ことを掲げて地方政治に挑戦してきた。地方が政治の活力を喪失させている、変革への期待は、遠のくばかりである。市民からの信任投票行為を得ることはできなかったが、当選告示とともに市民の負託にこたえる責任を改めて認識し、無投票選挙から見えない地方政治の限界をいかに超えていくのかという新たな課題に挑戦しながらから地方から政治を変える事業にまい進させていきたいと思います。今選挙に際し、多大な激励とご支援をくださった皆様様に改めて感謝し、御礼申し上げます。

私が初当選した1995年当時の議員定数は、22名だったが、選挙ごとに定数削減が実施されてきており、現在は、17名にまで減ってきている。地方自治法に定められている常任委員会も構成できないことから本年度、3常任委員会から2常任委員会にして議会運営を行っている実態がある。今回無投票となったことで、保守会派からは、定数削減提案がなされてくる

いずれにしても戦後の議会制民主主義システムそのものが機能マヒを起してきているのではないかと懸念する。

「地方から政治を変える」ことを掲げて地方政治に挑戦してきた。地方が政治の活力を喪失させている、変革への期待は、遠のくばかりである。市民からの信任投票行為を得ることはできなかったが、当選告示とともに市民の負託にこたえる責任を改めて認識し、無投票選挙から見えない地方政治の限界をいかに超えていくのかという新たな課題に挑戦しながらから地方から政治を変える事業にまい進させていきたいと思います。今選挙に際し、多大な激励とご支援をくださった皆様様に改めて感謝し、御礼申し上げます。

いずれにしても戦後の議会制民主主義システムそのものが機能マヒを起してきているのではないかと懸念する。

貧困を拡大する日本の不公正税制

公正な税制を求める市民連絡会結成

5月16日、公正な税制を求める市民連絡会が結成され、結成総会記念シンポジウムには150人が参加した。

日本社会の貧困・格差の拡大の背景には不公正な税制がある。反貧困運動などから、広がる貧困と格差を是正するためには富裕層や大企業に対する課税を適正化し公正な税制の確立や社会保障制度を充実させることで、富を再分配することをめざす市民運動を広げていく必要性が呼びかけられ、連絡会が発足した。

結成総会では4人の共同代表など役員、規約などの提案が行われ、拍手で採択された。

続いて、シンポジウム「暮らしを守る税金と社会保障のあり方を考えよう」が開かれた。

あいさつした共同代表の宇都宮健児弁護士は「大企業には1%も税金を払ってない企業がある。今の社会は1%の富裕層が48%の富を占有。来年には50%になるだろう。労働者の38%が非正規。年収200万円以下のワーキングプアが1千万人を越えている。」

かつて所得税最高税率は75%だったが、今は45%。1機3600億円もするオーストレイを買うなど軍事費は増額の一方で、社会保障費は3千億円削減されている。大きな争点にしていけないといけない。」

続いて、神野直彦さん(東京大名大学教授)が「税金常識のうそく不公正税制をたす」

「財政とは何か。公の貨幣現象、金回りのこと。財政が成立したのは市民革命後。」

租税は強制的に徴収される。税という漢字は人が口を開けて喜んでる。蔵に年貢が納まって、役人が喜んでるというところから来ている。

日本の租税負担率は先進国最低。だが、世論調査の負担感で日本は60%を超えていて、租税負担率が高い国より高い。日本では租税は御上への貢物。日本人には連帯というものが無いといわれている。

財政はセーフティネットと社会的インフラのために使われる。他の先進国は石油ショック後、財政を産業構造転換のために使った

が、日本はその後も公共事業に投じてきた。社会保障は全ての構成員が経済力に応じて負担するもの。教育支出でも日本は異質。

「公なき日本では、「国民の家」なき「公」の「私」化が進んでいる。所得税・法人税を基幹税に、補充税として環境関係税という税制に変えていく必要がある。」

放置すれば 格差拡大

次に竹信三恵子さん(和光大学教授)が講演「レケティ現象から考える。日本の格差と税制のあり方」

「レケティは、格差は放置すれば拡大するメカニズムを明らかにした。現在、資本の集積で賃金労働者にカネが回らない仕組みがある。『取るべきところから取る』ための税制の透明化が必要。」

いま、格差があつて当たり前と、業績主義の極端化が進んでいる。世界的資産課税が必要。富裕層と資産ゼロ世帯が共に増加している。格差は自然にはなくならない。貧困は必死で働くだけでは改善しない。格差批判と嫉妬を混同しない。他者への想像力を奪うのが貧困」

湖東京至さん(元静岡大学教授、税理士)

「税金を払わ

ない大企業という本が出されているが、消費税を見ると、税金をいたたくのが巨大企業。輸出大企業は輸出還付金として税金をもらっている。トヨタは1402億円も税金をもらっている。去年の業績について記者会見した社長・副社長はこのことを話さない。

消費税の納税義務者は消費者ではなく、事業者。値段を決めるのは企業。アメリカに小売売上税があるが、支払義務は消費者。消費税の元はフランスなどの付加価値税。これは輸出企業補助金のために、関税の代わりとして導入された制度。日本の財界は欧州並みの税率を求めているが、輸出還付金をたくさんもらうためだ。

消費税は下請けが消費者に転嫁しているように見えるが、還付を受け取るのはトヨタ系なら、トヨタ1社だけ。こんな馬鹿な話があるか。輸出還付金制度は廃止を。

軽減税率が導入されても消費者は得をしない。軽減税率は消費税の延命装置」

続いて、神野さんと竹信さんの対談が行われた。



5・20 TPP 緊急国会行動



5月20日、5・20 TPP 緊急国会行動が行われ、500人が国会請願、国会前アピール行動に参加。「TPP 合意は許されない」と訴えた。

5・3 憲法集会に 3万人

5月3日、平和といのちと人権を！5・3憲法集会が横浜で行われた。首都圏集会の会場となった横浜みなとみらいの臨港パークは3万人以上(主催者発表)の参加者でいっぱい。都内で別々に憲法集会を開いてきた平和フォーラムと憲法集会実行委員会が初めて統一集会を開催した。

集会では、呼びかけ人の大江健三郎さん、香山リカさんが発言。樋口陽一さんは「繰り返しの攻撃に耐え、私たち国民が憲法を支えてきた」

政党代表、沖縄の高里鈴代さんの発言に続いて、高

4・28—29 行動

4月28、29日、敗戦70年 沖縄・安保・天皇制を問う4・28—29連続行動が反安保、反「昭和の日」行動実行委員会の主催で行われた。

4月28日は「占領・復帰」そして現在(いま) — 沖縄基地問題からみた戦後70年 — が行われ、75人が参加。沖縄の高里鈴代さんが70年連続基地問題と沖縄差別の構造について講演。

4月29日には反「昭和の日」行動が新宿で行われた。100人が新宿一周のデモを行った。



原発事故責任者を強制起訴へ 福島告訴団が検審激励行動

5月21日、福島原発告訴団の検審査会激励行動と院内集会が行われた。

福島原発告訴団が12年に告訴した東電元役員については東京地検の再度の不起訴を受け、東京第五検察審査会で強制起訴するかどうかが二度目の審査が行われている。また、15年1月の旧原子力安全・保安院と東電の津波対策責任者についての告訴は、ろくな捜査もな

審査会が審査を行っている。21日、東京地裁前での行動では、弁護士、福島など全国からかけた市民が発言。起訴相当の決定を求めた。

院内集会で発言した海渡雄一弁護士は「スマートフォンによる津波対策の検討が行われ、15・7メートルの津波が福島第一原発を襲うシミュレーションが保安院にも報告されていた。これらは調査公開で明らかになった。津波対策の責任者はシミュレーションの存在を隠す鉄面皮な証言をして

いる」

保田行雄弁護士は「先日、自主避難者への補助打ちり、帰還困難区域以外の避難者への賠償打ちりの動きが報じられた。現在の避難指示区域は汚染域を反映していない。補償が打ち切られれば、避難者が路頭に迷う。自民党が政府に提言し、政府が東電に指示する。加害者が決めていく。被害者不在だ。」

東電の刑事責任を追及し、補償打ちを許さない」

続いて、古賀茂明さん(古賀茂明政策ラボ代表)が講演。

団長の武藤類子さんは原発事故被害者団体連絡会設立集会(5月24日、次回6月18日)の検審行動への参加を呼びかけた。